

第52期平成29年度第2回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

平成29年7月24日(月)
香川労働局 第1会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 香川県最低賃金改正に対する意見について

(2) その他

3 閉 会

第2回香川地方最低賃金審議会資料目次

労働者側

資料No. 1

2017年度香川県最低賃金改定に対する意見書

日本労働組合総連合会香川県連合会 会長 進藤 龍男

資料No. 2

2017年度香川県最低賃金額改定の審議にむけた意見書

香川県労働組合総連合（香川県労連） 議長 岩部 乃之

資料No. 3

最低賃金の大幅引き上げで、女性の貧困をなくして少子化解消を

2017年度香川県最低賃金額改定の審議にむけた意見書

香川県労働組合総連合女性部 部長 中平 朋子

使用者側

資料No. 4

平成29年度香川県最低賃金の改定に関する意見書

香川県経営者協会 会長 遠山 誠司

資料No. 5

香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について

香川県タクシー協同組合 理事長 川畑 政廣

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦 明治 様



2017年7月12日
日本労働組合総連合会
香川県連合会
会長 進藤 龍男



2017年度香川県最低賃金改定に対する意見書

日頃より県内労働者の雇用安定ならびに労働環境改善に向け、ご尽力頂いております貴職および各側委員ならびに事務局職員の皆さまに敬意を表します。

わが国の経済・社会の現状を見ると、景気は緩やかな回復基調にあるとされ、有効求人倍率や完全失業率といった雇用指標も良好な水準で推移していますが、多くの働く者・生活者が景気回復を実感するまでには至っていません。また、格差・貧困は一層深刻になっており、とりわけ教育機会の格差は子どもたちの可能性を狭め、将来のわが国の成長の妨げにつながりかねません。加えて、人口減少と超少子高齢化、人工知能・IoTをはじめとした技術革新などにより、わが国の社会構造や働き方は大きな変革期に差し掛かっています。

働く者を取り巻く現状を見ると、全雇用労働者に占める非正規労働者の割合はおおよそ4割の2000万人に達し、また、生活保護受給者数は約214万人におよぶなど、低所得層の増大や格差の拡大により社会は不安定さを増しています。

「一億総活躍」や「地方創生」が言われる中、地方において誰もが将来の生活に希望を持てる地域社会を実現するため、労働者の生活を支える最大の柱である賃金のセーフティネットたる最低賃金制度の役割はさらに重要度が高まっています。

香川県最低賃金改定の審議が開始されるにあたって、以下のとおり労働者を代表して意見を申し上げますので、ぜひ最低賃金法の目的ならびに地域経済への波及などを考慮し、実効ある最低賃金の改定にご尽力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 最低賃金の意義・役割

最低賃金法第1条には同法の目的として、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と記載されています。

賃金は本来、労使が自主的に対等の立場で話し合いによって決定すべきものですが、中小零細企業等に多く存在する賃金の低い労働者は、その多くが未組織であるなど、使用者との対等な交渉によって労働条件、賃金を決定することがほとんど期待できない実情にあります。

香川県においては、最低賃金近傍の賃金では1日8時間働いたとしても年間150万円程度であります。相対的貧困率が15%とも言われる中、働く者がワーキングプアの状況を脱し、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる、労働の対価として相応しい水準に引き上げるべきだと認識しております。

2. 雇用戦略対話における合意の目標達成に向けて

2010年6月の雇用戦略対話における合意では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円をめざす」としています。

香川においては以降7年間で90円引上げられたものの、800円も未だ達成できていない状況であります。乖離が大きいC・Dランクについては、地域活性化をはかるためにも大幅な引上げが必要であります。

そのためには、最低賃金の引き上げに向けた中小企業への更なる支援策の推進は言うまでもなく、引き上げ幅の議論に終始することなく、自立できる水準をめざした議論が必要です。

3. 地方創生・地域活性化に向けて

香川県は2015年10月に「かがわ創生総合戦略」を策定し、社会増減をプラスに転換するために若い世代の県外流出を防ぐことが大切としています。また同戦略の「基本目標1『人の流れを変える』」では、「働く場の確保」と「移住・定住の促進」を掲げています。

そのためにも、安心して生活でき、教育も含めた子育てに不安が起きないだけの賃金が保障されていることが、定住を促進し地域での消費を拡大させ、香川を活性化させる重要な要素と考えます。

4. 2017春季生活闘争の状況等

連合香川における2017春闘の妥結内容を見ると、全体での賃金改善率には鈍化がみられるものの、4年連続でベースアップが続いています。特に企業毎に昨年と賃上げ額の対比をしたところ、全国規模では昨年より賃金改善額が鈍化した企業が多いものの、地場・中小においては、昨年より積極的に賃金を改善している企業が多い結果が出ています。また非正規労働者に関する賃上げ報告も昨年を上回っており、今後議論していく「同一労働同一賃金」の進展によっては、非正規労働者の賃金等の改善は更に進むものと想定しています。

5. 各種指標からみた最低賃金額の妥当性

昨年も申し述べた事項ではありますが、県内総生産や県民所得、ならびにパート賃金の平均額等において、香川県は全国中位に位置するものの、最低賃金は30番目Cランク最下位が継続されてきました。また今年度「目安制度の在り方に関する全員協議会」で示された新たな指標の総合指数においては全国21位であり、Cランクにおいては4番目の位置になります。

このように実態にそぐわないと言える最低賃金が香川県では続いており、かつ都市部との金額差は開くばかりであります。地域実態に見合った最低賃金であり、前述「地方創生」のためにも、働く意欲のある者にとって魅力のある最低賃金に早期に是正する必要があります。

最後に、香川県における「健康で文化的な最低限度の生活を営める水準」について、前述しましたことをご認識いただき、今年度の改正審議の中で大幅な水準改善が図られることを心から期待申し上げ、2017年度香川県最低賃金改定に対する意見といたします。

2017年7月14日

香川労働局長
辻 知之 様
香川地方最低賃金審議会会長
松浦 明治 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）
議 長 岩部 乃之



2017年度香川県最低賃金額改定の審議にむけた意見書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている皆様に敬意を表します。

さて、昨年の香川県の最低賃金改定では、中央最低賃金審議会目安額どおりの答申が相次いでいる中での目安額+1円引き上げを答申したことは評価に値しますが、時給742円では労働基準法の趣旨をまっとうするものとなっていません。

この間の最低賃金の引上げによって、非正規雇用労働者の賃金が、最低賃金額に接近している実態が数多く見られるなど、最低賃金の改定が非正規雇用労働者の生活実態に直接影響を及ぼす状況がますます拡大しています。さらに、最低賃金の地域間格差は最大218円と昨年以上に広がり、その格差が低いランクの地方からの労働者の流出をさらに促し、地域経済の発展を阻害する一因であるともいえます。

各県労連で実施した最低生計費調査では、首都圏を含み全国での最低生計費には大きな差はなく、地域的に格差を設けることの理論的根拠について大いに疑問を抱いており、全国一律最低賃金制度こそがあるべき姿と考えています。（資料1）

そのため、地域間格差を縮小し、政労使合意の実現に向けて、全体の水準をどのように底上げしていくかが求められています。

つきましては、下記事項を念頭に今年度の最低賃金改定作業を行うようお願いします。

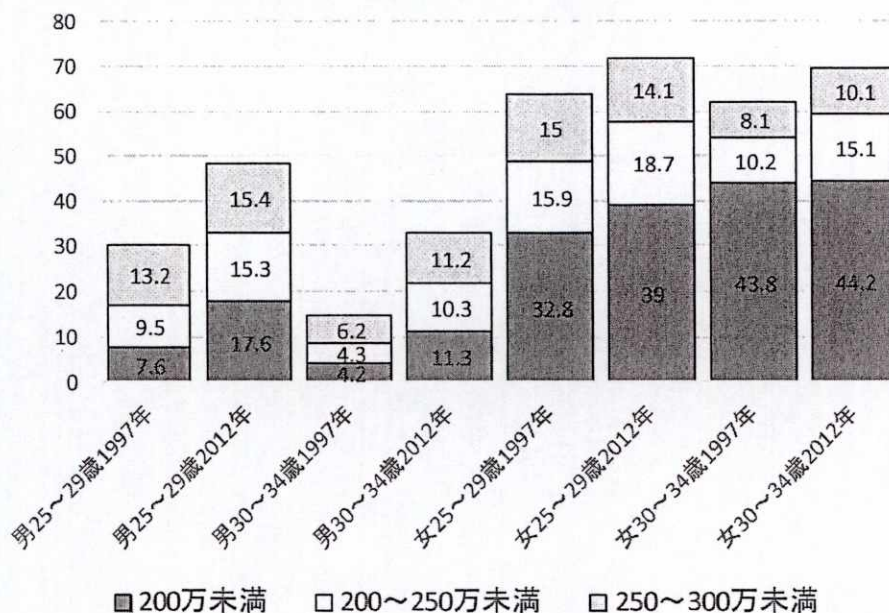
記

1 憲法、労働基準法の「最低生活」を保障する視点に立ち、最低賃金の改定を行ってください。

就業構造基礎調査によると、格差と貧困が加速度的に拡大し、今や有業者の約6割が、厚労省も“結婚の壁”と認める年収300万円以下の賃金しか得ていない。特に青年層は深刻な状況です。（図表1）だから、生活悪化が進行し、消費が冷え込むに止まらず、少子化がすすみ、人口減少社会に転落するなど、日本社会の持続可能性そのものが問われる深刻な事態となっています。また、女性の若年勤労低所得者の7割以上が300万円以下となっており、シングルマザーの貧困は、その子供も含めて生活が苦しい実態が表れており、低賃金のゆえのダブルワーク・トリプルワークの長時間労働が蔓延しており、「はたらけど

はたらけど 猶 わが生活楽にならざり ぢっと手を見る」と詠んだ石川啄木の世界が再び日本を覆いつつあるといっても過言でない状況です。

急増する勤労低所得者



こうした現実を直視したうえで、最低賃金額を憲法25条の「健康で文化的な最低限」、労働基準法第1条の「人たるに値する最低限」の基準について、「働くことができない人」の生存権を保障する相対的貧困水準に準拠するのではなく、さらに非正規雇用労働者を「家庭の従属物」としてとらえるのではなく、憲法13条の「個人」としての存在を前提として、週40時間労働で、自立、子育てができ、再生産を保障できる生計費水準の賃金を確保できる最低賃金額に引き上げてください。

また、青年と非正規労働者など働く貧困層の生活実態と切実な声を審議に反映させるため、審議会委員の構成を見直すとともに、生計費に占める社会保障費や教育費を考慮し、貧困の解消についての視点なども加味してください。

2 早急に、1000円に到達させるための計画を策定してください。

昨今の引き上げ状況を見ると、A・Bランクに厚く、C・Dランクには薄い目安が基礎となる引き上げでは、香川県の最低賃金を1000円に届かせることは極めて困難です。

「ニッポン一億総活躍プラン」において最低賃金については、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」とされています。3%の加重平均では、香川県の最低賃金が1,000円になることは遠い将来の出来事になります。

非正規雇用労働者が2000万人を超え、その6割近くが年収200万円に満たない低賃金で働いている状況から、雇用戦略対話での政労使合意を早急に実現するためのプロセスについて、具体的な展望を策定する必要があります。

香川県の最低賃金を1000円にするための具体的展望が明らかになる目標達成計画の策定をお願いするものです。

また、先の要請においてお願いしている、最低賃金1000円の経済波及効果について検討していただき、最低賃金の大幅引上げが地域経済に悪影響を及ぼさないかどうかの検討もお願いします。

3 最低賃金の大幅引き上げと併せて、以下の政策を実施してください。

- ① 「ニッポン一億総活躍プラン」にあるように、中小・下請け企業が、最低賃金の引き上げにともなうコストアップ分を適正に価格転嫁できるよう、公正取引ルールにかかわる制度を改善し、監督行政を整えてください。
- ② 中小企業における最低賃金の引き上げにかかわる助成金として、現在は「業務改善助成金」が実施されていますが、雇用促進税制や所得拡大促進税制と同様、自発的に取り組んだ企業への助成としており、実績があがっていません。予算を拡充し、最低賃金額の大幅引き上げと同時に、条件を満たす企業に給付権が発生する「最低賃金引き上げ支援助成金」へと制度を改正してください。
- ③ 国と自治体による、いわゆる公共調達において、発注価格の適正化を工夫するとともに、「事業に従事する労働者に対する適正な賃金・報酬の支払いを、契約上の同意に基づいて義務付ける制度」を包含した「公契約法」の制定と「公契約条例」の普及をはかってください。

4 全国一律最低賃金制度の導入に向けた地域間格差の縮小をめざしてください。

最低賃金の地域間格差の拡大により、その格差が低いランクの地方からの労働者の流出をさらに促していることから、人口減等により全国の低いランクの地域では、地方の疲弊が大きな問題になっています。私たち県労連が行った自治体要請行動の中でも県内の自治体においてもこの地域間格差は問題視されています。地域経済の活性化、産業振興、若年労働者の定着を促すため、全国一律最低賃金制度への接近を図ってください。

5 香川県最低賃金審議会運営規定の原則どおりに会議を公開してください。

7月11日に開催された第1回の審議会で、金額を決定する専門部会を例年通り非公開とすることが決定されました。これは極めて不適切な処置と考えます。

会議は運営規定どおり原則公開で行うべきものであり、「公開することにより、個人情報の保護や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などという理由は社会通念上理解ができませんし、審議会の中で公開、非公開を審議していただき、その理由を明らかにすべきではないでしょうか。

国会審議はもとより、労使で熾烈なやりとりがなされる労働政策審議会なども全て公開されています。専門部会が密室でなければ議論できない特別の事情はありませんので、改めて公開を要請するとともに非公開とした理由を具体的にご提示いただきたいと思います。

また、本審議会は議事録が公開されるようになりましたが、依然として専門部会は議事概要であり、単に審議の流れを示したものにすぎず、誰がどのような態度で発言し、その発言に対して、それぞれの委員の方々はどうのような姿勢で受けとめたのかといった重要な

質的情報が削除されています。それらを明らかにするのは民主主義の基本であり、少なくとも専門部会での審議が公開されるまでは詳細な議事録を公開してください。

今、非正規雇用労働者が2000万人を超え、その6割近くが年収200万円に満たない低賃金で働いています。生計費原則にのっとり、「暮らし向上」という視点から最低賃金を大幅に引き上げていただくことを強く要望します。

以 上

資料 1

最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT
2017年6月

都道府県名 自治体名 最貴ランク	25歳単身者・賃貸ワンルームマンション(25㎡)に居住という条件で試算																																	
	北海道		青森県		秋田県		岩手県		山形県		宮城県		福島県		埼玉県		静岡県		新潟県		愛知県		大阪府		広島県		香川県		徳島県					
	C/男性	C/女性	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	A/男性	A/女性	A	A	B/男性	B/女性	C	C	D	平均値			
消費支出	163,805	159,471	162,589	163,216	173,997	166,317	167,016	167,952	175,524	181,897	180,960	178,438	163,083	163,213	172,231	155,658	172,231	162,811	161,368	166,819					155,658	152,021	162,811	161,368	166,819					
食費	39,991	32,310	39,977	40,133	40,083	40,032	40,017	40,703	38,610	40,253	34,240	38,241	38,457	31,711	38,457	41,363	38,457	39,024	39,521	38,363					41,363	35,768	39,024	39,521	38,363					
住居費	32,000	32,000	26,000	29,000	35,000	30,000	30,000	32,000	52,500	38,000	38,000	38,000	45,000	45,000	32,000	47,000	32,000	35,000	36,000	36,289					47,000	37,000	35,000	36,000	36,289					
水道・光熱	10,206	9,933	8,076	8,260	9,024	8,695	8,686	8,715	6,867	7,559	6,594	11,064	7,510	6,551	7,510	7,081	7,510	7,081	7,017	8,121					7,081	8,958	5,991	7,017	8,121					
家具・家事用品	4,071	4,398	3,664	3,479	4,216	3,905	3,821	3,509	4,781	3,883	4,124	3,765	3,480	3,600	3,799	3,599	3,799	3,677	3,841	3,988					3,599	3,677	6,160	3,841	3,988					
被服・履物	5,828	4,431	6,514	6,626	6,501	5,628	7,095	6,225	6,906	7,521	4,296	6,951	8,426	8,406	8,272	4,617	8,272	7,576	7,381	6,651					4,617	7,170	7,576	7,381	6,651					
保健医療	4,558	3,274	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	3,366	3,255	4,516	4,188	2,186	5,016	2,186	2,683	2,186	2,420	2,492	3,268					2,683	6,372	2,420	2,492	3,268					
交通・通信	16,660	17,438	38,342	35,710	39,697	37,634	38,342	37,028	19,635	43,356	43,167	43,328	19,062	18,872	40,639	16,396	40,639	34,862	34,391	30,896					16,396	12,464	34,862	34,391	30,896					
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0					
教養・娯楽	30,068	30,068	17,950	18,093	17,533	17,057	17,126	17,726	20,225	18,408	22,034	14,970	17,745	17,764	17,521	13,884	17,521	11,645	10,679	18,808					13,884	26,856	11,645	10,679	18,808					
その他	20,423	25,619	19,470	19,319	19,347	20,770	19,333	19,450	20,634	19,662	23,989	18,148	21,217	26,293	21,847	19,035	21,847	20,133	20,046	20,447					19,035	13,756	20,133	20,046	20,447					
非消費支出	44,878	44,878	37,294	37,428	37,367	37,367	37,375	37,320	51,055	46,662	46,662	47,287	47,562	47,562	47,829	40,185	47,829	42,417	42,515	43,025					40,185	43,838	42,417	42,515	43,025					
非消費額比率	19.95%	20.38%	17.26%	17.25%	16.34%	16.96%	16.90%	16.81%	21.11%	18.92%	19.00%	19.42%	20.96%	20.95%	20.24%	19.01%	20.24%	20.78%	19.34%	19.00%					19.01%	20.78%	19.17%	19.34%	19.00%					
予備費	16,300	15,900	16,200	16,300	17,300	16,600	16,700	16,700	17,300	18,100	18,000	17,800	16,300	16,300	16,300	15,500	16,300	16,000	16,000	16,565					15,500	15,132	16,000	16,000	16,565					
最低生計費(月額)	180,105	175,371	178,789	179,516	191,297	182,917	183,716	184,652	190,824	199,997	198,960	196,238	179,383	179,513	188,531	171,158	188,531	178,811	177,368	183,384					171,158	167,153	178,811	177,368	183,384					
税引(月額)	224,983	220,249	216,083	216,944	228,664	220,284	221,091	221,972	241,879	246,659	245,622	243,525	226,945	227,075	236,360	211,343	236,360	221,228	219,883	226,409					211,343	210,991	221,228	219,883	226,409					
年額(税込)	2,699,796	2,642,988	2,595,996	2,603,328	2,743,968	2,643,408	2,653,092	2,663,664	2,902,548	2,959,908	2,947,464	2,922,300	2,723,340	2,724,900	2,836,320	2,536,116	2,836,320	2,654,736	2,638,596	2,716,914					2,536,116	2,531,892	2,654,736	2,638,596	2,716,914					
月150時間換算	1,500	1,468	1,441	1,446	1,524	1,469	1,474	1,480	1,613	1,644	1,637	1,624	1,513	1,514	1,376	1,409	1,376	1,475	1,466	1,509					1,409	1,407	1,475	1,466	1,509					
月155時間換算	1,452	1,421	1,394	1,400	1,475	1,421	1,426	1,432	1,561	1,591	1,585	1,571	1,464	1,465	1,325	1,364	1,325	1,427	1,419	1,461					1,364	1,361	1,427	1,419	1,461					
173.8時間換算	1,294	1,267	1,243	1,248	1,316	1,267	1,272	1,277	1,392	1,419	1,413	1,401	1,306	1,307	1,160	1,216	1,160	1,273	1,265	1,303					1,216	1,214	1,273	1,265	1,303					
2016年最低賃金額	786	716	716	716	716	717	748	726	845	807	753	845	883	793	742	716	823									883	793	742	716	823				
調査実施時期	2016年4月	2016年3月	2016年3月	2016年3月	2016年3月	2016年3月	2016年3月	2016年3月	2017年3月	2015年12月	2015年12月	2015年12月	2016年2月	2016年2月	2016年2月	2016年1月	2016年1月	2012年7月	2012年7月							2016年6月	2016年1月	2012年7月	2012年7月					

2017年7月14日

香川労働局長
辻 知之 様
香川地方最低賃金審議会会長
松浦 明治 様



香川県労働組合総連合女性部
部長 中平 朋子



最低賃金の大幅引き上げで、女性の貧困をなくして少子化解消を

2017年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書

【意見の趣旨】

1. 最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条に基づき、人たるに値する生活を保障するのにふさわしい水準とすること。当面、今すぐ時給 1000 円以上へ引き上げるとともに、1500 円をめざすこと。
 - (1) 最低水準賃金は生計費原則に基づくものとするべきであり、生活保護にかかる給付水準を上回る最低賃金の水準を保障すべきである。
 - (2) 一人親世帯が生計を営むに足りる水準とすること。
2. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、少子化を解消し、香川県の経済を活性化させるためにも、最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。

【意見理由】

1. 生計費として時給 1500 円程度は最低必要

全労連として全国で「最低生活費試算調査」を行っている。これは、健康で文化的な最低限の生活を維持できる「絶対的指標」を導き出すための調査活動である。

地方によって家計費目には個性があるが、地域で最低の家賃に居住し、生命を維持できるカロリーを摂取するための食費を賄って試算をしたところ、どの地方も月 150 時間労働時間給で 1,500 円程度、総額では税・社会保険料込みで、月額 22~25 万円は必要との結果が出ている。香川では、時間給 1,475 円、月額 221,229 円である。全国一律最低賃金を確立し、今すぐ 1,000 円以上に引き上げを行うことが必要である。

2. 女性の貧困をなくすために、最低賃金の引き上げを

女性労働者の 6 割近くが非正規労働者であり、パート労働者の 7 割は女性で占められている。パート労働者の賃金は現行の最低賃金額すれすれであり、ダブルワーク、トリプルワークをしても多くの女性が自らの収入で生計を維持することができない。

2014 年 1 月発表の OECD ファミリーデータベースの「2013 年子どもおよび子どものいる世帯の貧困率」によると、日本では稼働している母子世帯は、働いていない母子世帯より貧困率が高いと報告されている。日本では財政の「所得再配分機能」が実現されていない。そのため、生活保護行政で

は母子家庭の母親に働くことを奨励する施策が進められているが、働いても母子世帯では生存権さえも脅かされる貧困状態となっている。

日本の子どもの貧困率は16%と非常に高い。貧困の連鎖を断ち切るためには、母子家庭世帯の母親の稼働所得水準を上げることが喫緊の課題である。

男性一般労働者の賃金水準を100とした場合、女性パート労働者の賃金水準は45前後である。国際的にも日本の女性労働者の賃金格差の実態は間接差別として指摘されているところであり、女性差別をなくし、女性の人権を確立するうえで、最低賃金の大幅引き上げが必要である。現行の男女賃金格差は年金受給額にも反映し、生涯所得での男女格差を生み出し、女性は生涯、貧困状態を抜け出すことができない。高齢女性の貧困問題を引き起こしている最低賃金を引き上げ、生涯にわたる女性差別を是正させることが求められている。

3. 少子化の解消のためにも最低賃金の引き上げを

少子化の主因は、適齢期の男女が結婚しなくなったためだと言われている。非婚化が進む理由として、男女ともに非正規化が進んでいることが大きな原因の一つになっていることは確実である。日本全体の非正規労働者の割合は4割近くを占めるに至っている。また、結婚しても子どもを養える賃金保障がなされていないため、生むことができない。

少子化の解消のためには、結婚できる賃金、さらに、子どもを育てられる賃金の保障が求められている。最低賃金の大幅引き上げが必要である。

4. 地域間格差を是正し、経済の活性化のためにも最賃の引き上げを

2016年の地域別最低賃金の改定により、地域間格差は最低額714円から最高額932円と広がった。香川県は742円で、低い方から7位である。こうした中、最賃が低い地域から高い地域への人口流出がおこり、地方の中小企業の人手不足を招いている。一方で、実質賃金の低下が続き消費が伸びないことが、地域経済を疲弊させている。経済の健全な成長と地域間是正のためにも最低賃金の大幅引き上げが必要である。

以上

香経協発第31号
平成29年7月11日香川地方最低賃金審議会
会長 松浦明治殿香川県経営者協会
会長 遠山誠司

平成29年度香川県最低賃金の改定に関する意見書

日頃より、雇用の安定や労働環境の改善などにむけて、ご尽力いただいております貴職および各側委員ならびに事務局職員の皆様に敬意を表します。

香川県最低賃金改定の審議が開始されるにあたって、以下のとおり使用者を代表して意見を申し上げます。

1. はじめに

最近のさまざまな景気見通しは、「緩やかな回復が続いている」という論調がある一方で、バブル経済末期以来の深刻な人手不足あるいは米国や欧州の政治動向、北朝鮮・中東情勢などによる景気の下振れリスクが懸念されるなど先行き不透明感が漂っている。

こうした中、わが国企業数の99.7%を占め、労働者の7割を雇用している中小・零細企業の大多数は欠損法人であり、厳しい価格競争にさらされ、資金力・人材力も乏しいうえ、労働分配率も高く、不況の影響も深刻で、企業の存続、雇用の維持が常に危ぶまれる。

このため、政策的な目標設定による最低賃金の大幅な引き上げは、中小企業のコスト構造を圧迫し、雇用者全体の賃金水準を押し下げる要因ともなり、雇用維持の観点からも大きな障害となる。

また、欧米諸国に比べ、年功的な賃金カーブが形成され、今なお、トップレベルにある我が国の賃金水準は、一部、職務給体系に移行しつつあるものの、年功賃金カーブの軌道修正には時間を要するため、職務の標準化による雇用形態の多様化への対応や総額人件費管理が指向されている。

一方、最低賃金は、正社員とは雇用契約期間や仕事の範囲、将来にわたるキャリア設定などが異なる労働者に適用されるケースが一般的であり、一概に正社員の賃金と対比できるものではない。特に、経済のグローバル化が加速する状況下にあっては、同一職種の賃金水準を比較検証し、目標設定に反映していくことが重要である。

これらのことを踏まえ、本年度の最低賃金の審議にあたっては、最低賃金近辺で多くの人を雇用している中小零細企業の厳しい経営実態を踏まえつつ、自社の存続と雇用の維持を最優先として懸命に努力している経営者の声を傾聴していただき、最低賃金の引き上げには慎重な審議を強く望むものである。

2. 企業の景況感について

(1) 日本総合研究所：日本経済展望の概要

日本総合研究所が、平成 29 年 7 月 4 日に発表した日本経済展望によれば、我が国景気は、緩やかに回復している。5 月の鉱工業生産指数は、前月比▲3.3%と大幅に低下した。これは、輸送機械などで前月に大幅な増産となった反動や、大型連休で工場の稼働停止が例年より長かった影響によるもの。

業況判断 DI の先行きは、底堅い企業収益が下支えに作用するものの、中小企業を中心とする人手不足への懸念や、米国トランプ政権の政策運営など海外政治情勢の不透明感から、低下する見込みとなっている。

雇用所得情勢は緩やかな改善傾向にある。賃金引上げに動いているのは、賃金水準が低く、雇用者が伸び悩んでいる中小企業が中心で、大手企業は、海外経済等の先行き不透明感から、2017 年度の春闘賃上げ率は、昨年並みにとどまっている。

先行き展望すると、エネルギー価格上昇と円安により、消費者物価指が前年比プラスに転じており、今後は家計の実質購買力の下押し圧力が高まる見込みとなっている。

(2) 日銀高松支店発表：香川県の企業短期経済観測調査結果の概要

日本銀行高松支店が、平成 29 年 6 月 12 日に発表した香川県の企業短期経済観測調査結果（6 月調査）によると、香川県内の景気は、緩やかな回復を続けている。個人消費は持ち直している。設備投資は底堅く推移している。公共投資は振れを伴いつつも、持ち直している。住宅投資は振れを伴いつつも、持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産動向は振れを伴いつつも、緩やかに持ち直している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締め傾向にあり、雇用者所得も基調的には緩やかに持ち直している。

また、7 月 3 日に発表した業況判断 DI 調査結果では、県内企業 116 社（うち大企業 13 社）の業況判断 DI は、10 となっており、前回調査より 6 ポイント改善している。また、先行きについては、9 月予測値は 5 となっている。

製造業では、0 と 6 ポイント改善しているが、9 月予測値は▲6 と悪化する見通し。非製造業では 17 で前回より 5 ポイント改善。9 月予測値は 14 となっている。

香川は、製造業、非製造業ともに改善している。しかし、9 月予想は製造業で厳しい予想である。

業況判断 DI（香川県）

（「良い」－「悪い」社数の構成比%ポイント、（ ）内は前回調査の予測）

	16/3 月	6 月	9 月	12 月	17/3 月	6 月	9 月 (予測)
製造業	8	6	4	▲2	▲6	(▲6) 0	▲6
非製造業	12	8	11	9	13	(12) 17	14
全産業	10	7	7	4	5	(4) 10	5

(3) 高松商工会議所発表：平成 29 年 4～6 月期の管内景気動向調査の概要

高松商工会議所がまとめた平成 29 年 4～6 月期の管内景気動向調査によると、同商工会議所に加盟する中小企業 143 社の今期の景気判断 DI は、前年同期比、前期比ともに改善した。昨年開催された瀬戸内国際芸術祭の余波やお遍路の波及効果、国際線の更なる増便の影響などによるインバウンド需要により、サービス業やその他の業が引き続き牽引し、前期比ベースで 2 期連続改善となった。

一方、雇用 DI は、人手不足感がやや改善との結果となったものの、全業種で長引く人手不足による受注機会の損失、人件費の高騰や求人コスト増大による負担などの声も多く見られた。

先行きについては、インバウンド効果への更なる期待などから 2 期連続改善となったものの、原材料価格の上昇などのコスト増や消費マインドの冷え込み、解消の見通しの立たない人手不足感などの懸念材料も多く、不透明感は強い。

経営上の問題として、最も多く挙げられているのは、「売上不振」で、全業種合計で 51 件 (35.6%) となっている。次いで、「求人難」が 26 件 (18.1%) となっている。その他として、大企業や新規参入業者の増加による競争激化や販売・製品単価の低下などを挙げている。

3. 香川県内の雇用情勢

香川労働局が平成 29 年 6 月 29 日に発表した県下の 5 月の雇用情勢判断は、「改善している」としている。

平成 29 年 5 月の香川県における有効求人倍率は 1.77 倍（全国 7 位）で、平成 23 年 8 月から 70 ヶ月連続で 1 倍台となっている。

一方、正社員の有効求人倍率は、前年同月を 0.11 ポイント上回る 1.17 倍であり、全体の有効求人倍率に比べると、依然として低い水準にある。

求人の産業別の動向では、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業などで、増加傾向が続いているが、建設業、小売業などでは減少傾向がみられる。また、医療、福祉では、人手不足が続いている。

4. 2017 年春の賃上げについて

経団連が平成 29 年 4 月 25 日に発表した大手企業の賃上げ率（加重平均による）は、昨年の 2.15% を 0.03 ポイント上回る 2.18% となり、妥結額平均は 7,155 円で、昨年の 7,079 円より 76 円上回った。

一方、経団連が 6 月 16 日まとめた、中小企業（従業員 500 人未満）242 社の賃上げは、1.84% で前年より 0.08 ポイント上回り、妥結額も 4,695 円で 207 円の微増となっている。

また、当経協会員企業 30 社の平成 29 年の賃上げ率（単純平均による）は、6 月 28 日現在では、対前年比 0.05 ポイント微増の 1.80% となり、妥結額は 4,743 円だった。

昨年同様 妥結時期の遅れや賃金改定を実施しない企業の増加がみられるなどにより、回答が得られにくくなっており、実勢が掴みにくい状況となっている。

5. 物価について

平成 28 年度の高松市消費者物価指数（総合指数）は、平成 27 年度を 100 とした総合指数で 100.0 となり、前年度比は同水準となった。

10 大費目指数の動きを前年度比で見ると、「教育」「教養娯楽」「食料」「被服及び履物」などの 7 費目が上昇し、「光熱・水道」「交通・通信」「住居」の 3 項目が下落した。

6. 初任給について

新規学卒者に対する初任給は、新規学卒者への求人意欲は高まっているものの、経営環境の不透明感から、ほとんどの企業で引き上げる動きはみられない。その一方で、人材不足や採用難などから、やむを得ず、少額ながらも初任給を見直そうという企業も一部に見られた。

7. 香川県内 2017 年上半期 企業の倒産動向調査（帝国データバンク）

2017 年上半期（1 月～6 月）の香川県内の企業倒産集計（負債額 1 千万円以上、法的整理）によると、倒産件数は前年同期比 2 件増の 19 件で、4 期連続で 20 件以下となった。

倒産件数が低水準で推移している状況については、景気の緩やかな回復基調に加え、金融機関による資金繰りの支援が続いているのが主な要因と分析しているが、今後も後継者不足や人手不足の影響を受けやすい中小零細企業の倒産が中心となり、現在と同様の傾向が続くとみている。

業種別にみると、小売りが最も多く、6 件。製造 5 件、卸売 4 件と続いた。

負債総額は、前年同期比 31.7% 減の 26 億 200 万円。内訳は、5 千万円未満が最も多く 11 件、1 億円以上 5 億円未満が 4 件と続いた。

従業員数別でも「10 人未満」が 16 件と全体の 8 割を占め、比較的規模の小さな倒産が目立った。

6 月の倒産件数は 6 件（前年同月 1 件）。負債総額は 9 億 2100 万円（前年同月 1 千万円）だった。

8. むすび

景気の動向、賃上げ、雇用情勢、各種の経済指標ならびに中小企業の経営実態を考慮すれば、昨年同様非常に厳しい状況にあり、最低賃金を大幅に引き上げる状況となっていない。

以上

香タク協第28号
平成29年7月7日香川地方最低賃金審議会
会長 松浦 明治 殿香川県タクシー協同組合
理事長 川畑 政廣

香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について

謹啓 平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、香川労働局長におかれましては、去る7月3日に平成29年度香川県最低賃金の改定について貴会に諮問された旨伺っておりますが、香川県最低賃金額につきましては、平成19年から大幅な引き上げが続いており、その結果、労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー事業にとっては、その影響は非常に大きく経営を圧迫するところとなっており、極めて憂慮しているところです。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに、県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、当タクシー業界におきましても強く願望するところではありますが、賃金の引き上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引き上げが先行するものではないと考えております。

タクシー業界は、我が国の経済状況の影響を強く受け、長期的に利用客が減少し、需給バランスに均衡を欠くとともに乗務員の労働条件が著しく悪化しました。

このため、平成26年1月27日に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されたところであり、これに基づき地域の協議会において適正化及び活性化に向けて更なる取り組みの強化を図るとともに、法の目的であります労働条件の改善に取り組むこととしております。

また、中小企業が大半を占めるタクシー業界においては、景気回復を実感できる状況には全くなく、依然として厳しい経営環境にあります。

つきましては、貴会におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になおご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解を賜り、香川県最低賃金の改定に当たりましては、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

謹白